

吉村会計の 『 事業承継税制セミナー 』

贈与税・相続税を納めることなく 後継者に株式を移転できます！

2018年

法案可決！徹底解説！

10月12日(金) 14:00~16:30

定員:25名

会場

松戸商工会議所 2階会議室
松戸市松戸1879-1 JR松戸駅西口 徒歩8分

参加費

5,000円/1社

第一部

14:00 ~

事業承継で大きな課題となる「**後継者への株式移転**」！

平成30年度税制改正では、**株式の取得に伴う税負担を大幅に軽減する事業承継税制の要件等が期間限定で大幅に緩和**され、中小企業にとって活用しやすい税制となりました。事業承継を考えている経営者にとって、まさに千載一遇のチャンスといえます。ぜひ奮ってご参加ください！

1 自社株式の承継に係る税負担を**実質ゼロ**に！

2 雇用維持要件（雇用年平均8割）が**実質撤廃**！

3 先代以外の株主からの贈与・相続も**対象**に！



<講師>

吉村博税理士事務所
監査部 第二課

相続診断士 新川 裕太

第二部

15:30 ~

自社の承継計画を考えてみよう！

本当に必要な事前準備とは？



<講師>

吉村博税理士事務所
事業承継マイスター

税理士 宮田 将一

- ・適用を受けるには承継計画書の提出が必要です！
- ・いつ、どのように計画書を作成すれば良いのか。
- ・自社の問題点、必須の事前準備とは。

今回のセミナーでは、実務に直結したポイントをわかりやすくお伝えします。



お申し込みはこちら >>

FAX:047-347-9016

※ご記入いただきました個人情報につきましては、当社からのご連絡や業務のご案内以外の用途には使用しません。

ご住所 TEL/FAX	〒	Email:
貴社名/ 参加者名		参加人数:

吉村博税理士事務所 (株式会社 わいわいビジネスコンサルタント)

一般社団法人 相続まるごと支援センター 〒271-0044 千葉県松戸市西馬橋5-1-5

☎ 047-347-9009